平成２５年（フ）第５９４号
千葉市若葉区千城台東３丁目17番６棟303号
債務者　末永　義夫
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９６号
千葉県八千代市島田台764―16、住民票上の住所千葉県八千代市島田台764番地
債務者　安藤八重子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０９号
千葉県市川市幸１丁目15番10号　エバーグリーンハイツＢ―102号
債務者　田崎　利恵
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６１２号
千葉市若葉区桜木５丁目13番３号
債務者　相沢　政雄
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４５号
千葉県船橋市滝台町95番地１　八幡ハイム203号
債務者　熊木　愼一
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６５８号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区５棟104号
債務者　坂本　照子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷418番地
債務者　原　ひとみ
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
仙台市若林区若林７丁目６番53号　大沼アパート101
債務者　萱場　憲二
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
仙台市若林区若林７丁目６番53号　大沼アパート101
債務者　萱場多恵子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６７号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２―12―10プリムローズ202、住民票上の住所仙台市青葉区上愛子字北原道上18番地の24
債務者　矢野　貢
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
宮城県大崎市古川休塚字郷士田25番地３
債務者　胆澤由紀子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山３番地２　コロニー単身宿舎303、前住所東京都江戸川区船堀２丁目７番23号
債務者　加納　智子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１０号
福島県南相馬市原町区桜井町２丁目33番地
桜井町団地１号棟206号室
債務者　坪　克仁
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第５４２号
千葉県市原市西広６丁目13番地18
債務者　南里　悠奈（旧姓濱生）
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９０号
千葉市中央区今井２丁目１番８号　カンユウＳＯＧＡ401号、申立時の住所千葉市稲毛区稲毛東５丁目６番15号　メゾンアイ201号
債務者　中山恵美子（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０８号
千葉市花見川区花見川４番10棟104号
債務者　煙山　公時
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係